

保体第368号
県第612号
令和4年1月24日

県立学校長 殿

教 育 長

新型コロナウイルス感染症対策の更なる徹底について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、感染力が強いオミクロン株の影響もあって全国で1日当たりの感染者数が5万人を超えるなど、過去最高を更新する事態となっており、東京都など既にまん延防止等重点措置の適用を受けている16都県に加え、さらに16道府県で適用の要請準備が行われています。

本県においても、オミクロン株の感染者による感染者数が急増していることから、感染拡大を防止する行動の徹底をお願いするため、明日25日の午前0時から、新型コロナウイルスの県独自の警戒レベルを「ステージ2」に引き上げられることになりました。

特に、今回の感染は若い世代が全体の6割を占めていることや、ワクチン接種済みであっても、り患していることを鑑み、学校での感染拡大リスクを可能な限り低減し学校教育活動を継続するため、下記について留意のうえ、感染症対策の徹底について万全を期すようお願いします。

記

1 学校における感染症対策の徹底について

- ・マスク（できるだけ不織布マスク）の正しい着用や手指消毒、ゼロ密、換気など感染防止対策をさらに徹底すること。特に、接触感染が懸念されることから、休み時間ごとの手洗いや換気、共用する教具や教室のドアノブなどの消毒を徹底すること。
- ・児童生徒はもとより家族において、発熱やのどの痛み、咳の症状がある場合は、登校を控えさせるとともに、既に登校しているときに症状が出た場合は速やかに早退させること。

2 県外への移動について

- ・まん延防止等重点措置区域を含め、感染者が多く発生している地域への不要不急の移動は厳に慎むこと。
- ・やむを得ず大学受験等で県外へ移動する場合は、マスクの着用など基本的な感染症対策の徹底を指導するとともに、帰県後に体調確認のうえ、本人や同行した家族に少しでも体調不良がある場合は、出席停止等の措置を行うこと。

3 県立学校における部活動の取扱いについて
別紙によること

4 宿泊を伴う学校行事等について

- ・宿泊を伴う学校行事については、当面の間、その実施を控えること。
- ・宿泊を伴わない「校外行事」を実施する場合は、保護者などの理解、協力を前提に感染状況を見極めながら実施方法、実施時期等を検討すること。

5 学校外での活動について

- ・飲食や旅行の際は、県内・県外を問わず、感染防止対策が徹底された第三者認証店を利用し、会話の際のマスク着用、手指消毒などの対策を徹底すること。
- ・昼夜を問わず、同居する家族以外のグループでの会食は同一テーブル4人以下、短時間で行うこととし、「3つの密」になるカラオケやバーベキューなどは避けること。
- ・食事前後の歓談時には、必ずマスクを着用すること。
- ・外出の際は、混雑した場所や時間帯を避けること。
- ・感染力の強い変異株（オミクロン株）の拡大により、屋外飲食のような「3つの密」ではない状況でもクラスターが発生していることに留意して行動すること。

6 その他

- ・外出する場合には、マスクの着用や手洗い・咳エチケットの励行などの感染防止対策と、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避するよう周知徹底すること。
- ・家庭内や学校活動外での感染が疑われる事例が散見されることから、改めてホームルーム等の機会を捉えて、児童生徒に直接指導するとともに、保護者等にも感染症対策の徹底について理解を促すこと。
- ・新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があることを踏まえ、感染者や濃厚接触者等に対する誤解や偏見のないよう、また、個人の人権を尊重し、特にSNSなどインターネットで個人の特定につながる情報を拡散しないよう周知すること。

(事務担当)

保健体育課 076-444-3445
県立学校課 076-444-3450